

西条市省エネ家電製品購入促進事業 L O V E S A I J O ポイント付与要
綱

令和5年6月29日

(要) 告示第70号

改正 令和7年2月25日 (要) 告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭におけるエネルギー価格の高騰対策として、エネルギー消費性能の優れた省エネ家電によるエネルギー利用の合理化促進を図り、もって市民生活を支援するとともに、地球温暖化対策を推進するため、省エネ家電を購入する者に対し、予算の範囲内において、L O V E S A I J O ポイント（以下「ポイント」という。）を付与することについて、西条市 L O V E S A I J O ポイント付与規則（令和5年西条市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「省エネ家電」とは、次に掲げる機器をいう。

- (1) エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「国告示」という。）1-3(1)の規定により算出した多段階評価点が3以上のエアコンディショナー
 - (2) 国告示2-3(1)の規定により算出した多段階評価点が3以上のLED照明器具
 - (3) 国告示3-3(1)の規定により算出した多段階評価点が3以上のテレビジョン受信機
 - (4) 国告示7-3(1)の規定により算出した多段階評価点が3以上の電気冷蔵庫
 - (5) 国告示8-3(1)の規定により算出した多段階評価点が3以上の電気冷凍庫
- (対象者)

第3条 ポイントの付与の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) ポイントの付与の申請日において、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 対象者が属する世帯全員が市税を滞納していない者であること。
- (3) 西条市暴力団排除条例（平成23年西条市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等並びにこれらに関係する者でないこと。
- (4) 他の同種の補助を受けていないこと。
- (5) ポイントの付与の対象となる省エネ家電（以下「対象機器」という。）を購入

した者であること。

(対象機器)

第4条 対象機器は、次の各号のいずれにも該当する省エネ家電とする。

(1) 令和7年5月1日から同年10月31日までに市内の法人又は個人事業主から購入する製品（インターネット、通信販売等で購入する製品を除く。）であること。

(2) 新品又は未使用品であること。

(3) 市内に設置され、家庭で使用する機器であること。ただし、購入に要する経費（附属品、設置、配送等に係る経費及び既設の機器の処分に係る経費を除き、消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が単価55万円以上の機器については、対象者が自ら使用するために設置するものに限る。

(対象経費)

第5条 ポイントの付与の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象機器の購入に要する経費とする。ただし、当該経費の合計が1万円未満の場合は、付与の対象としない。

2 前項に規定する経費の額の算定については、ポイント払い、クーポンによる割引等は含めないものとする。

(ポイント付与数)

第6条 付与するポイントの数は、対象経費の合計額の5分の1に相当するポイント（当該ポイントに1ポイント未満の端数が生じる場合にあっては、これを切り捨てる。）又は3万ポイントのうち、いずれか低い数とする。

(ポイントの付与の申請)

第7条 ポイントの付与の申請をしようとする対象者（以下「申請者」という。）は、西条市省エネ家電製品購入促進事業LOVESAIJOポイント付与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、令和7年5月1日から同年11月28日までに市長に提出しなければならない。

(1) 対象機器の購入日、購入店名、製品名及び購入費用が確認できる書類の写し

(2) 対象機器の型番号及び製造番号が確認できる書類の写し

(3) 対象機器の納品日又は設置日及び納品先住所が確認できる書類の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(ポイントの付与の決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、ポイントの付与の可否について決定の上、申請者に通知し、付与することが適当と認める場合は、ポイントを付与するものとする。

(ポイントの付与の回数)

第9条 この告示の規定によるポイントの付与は、1世帯につき1回を限度とする。

(ポイントの有効期限)

第10条 ポイントの有効期限は、当該ポイントが付与された日から令和8年3月9日までとする。

(財産の処分の制限等)

第11条 ポイントの付与の決定を受けた対象機器（以下「取得財産」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数（以下「耐用年数」という。）に相当する期間において、売却してはならない。

2 申請者は、取得財産のうち、購入に要する経費が単価55万円以上の財産については、耐用年数に相当する期間において、西条市省エネ家電製品購入促進事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、あらかじめ西条市省エネ家電製品購入促進事業に係る取得財産の処分承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

3 市長は、前項ただし書の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該取得財産の処分の可否を、西条市省エネ家電製品購入促進事業に係る取得財産の処分承認（不承認）通知書（様式第3号）により当該申請を行った申請者に通知するものとする。

4 申請者は、市長から対象機器の導入効果に関する資料の提出を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

(ポイントの返還)

第12条 申請者は、前条第1項の規定に違反したとき、又は同条第2項の規定により申請者が取得財産を処分することにより収入があり、若しくはあると見込まれるときは、付与を受けたポイント又は当該ポイントの相当額を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、西条市省エネ家電製品購入促進事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月29日から施行する。

附 則（令和7年2月25日（要）告示第11号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

西条市省エネ家電製品購入促進事業LOVESAIJOポイント付与申請書

西条市長 殿

下記のとおり、西条市省エネ家電製品購入促進事業におけるLOVESAIJOポイントの付与について、西条市省エネ家電製品購入促進事業LOVESAIJOポイント付与要綱第7条の規定により申請します。対象となるLOVESAIJOポイントの付与については、下記のLOVESAIJOポイントIDへ付与願います。

なお、申請者及びその世帯員は、本事業の主旨を理解し、裏面宣誓事項及び同意事項について、宣誓し、及び同意します。

記

1 申請内容

申請者 情 報	氏 名	⑨
	住 所	〒 西条市
	電話番号	
家 電 情 報	家電品目	該当するものに○をつけてください。 エアコン 冷蔵庫 テレビ LED照明器具
	メーカー・ 機種など	添付資料のとおり
	使用者氏名※	
	設置場所※	〒 西条市
対象機器購入合計金額		円
LOVESAIJO ポイントID		例：ab1234567
付与ポイント数		ポイント

※ 申請者と家電の使用者が異なる場合は、記入してください。

2 添付書類

- (1) 対象機器の購入日、購入店名、製品名及び購入費用が確認できる書類の写し
- (2) 対象機器の型番号及び製造番号が確認できる書類の写し
- (3) 対象機器の納品日又は設置日及び納品先住所が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(必ず裏面をご確認ください。)

3 宣誓事項

- (1) 本事業により購入した対象機器は、西条市内に設置され、家庭で使用する機器（購入に要する経費が単価 5 5 万円以上の機器にあっては、自ら使用するために設置している機器）であることに相違ありません。
- (2) 本申請は、世帯を代表した申請で、かつ、初回の申請であることに相違ありません。
- (3) 西条市暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員及び暴力団員等並びにこれらに関係する者ではありません。
- (4) 市長又は監査委員から調査又は監査の求めがあったときは、誠実に応じます。
- (5) 本事業により購入した対象機器は、耐用年数に相当する期間、他の世帯等に売却し、又は売却させません。
- (6) 本事業により購入した対象機器のうち、購入に要する経費が単価 5 5 万円以上の機器については、耐用年数に相当する期間、西条市省エネ家電製品購入促進事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しません。

4 同意事項

- (1) 西条市が住所、市税の収納状況、同種の補助を受けていないこと等ポイントの付与の決定に当たり必要となる私及び世帯の情報について、調査・照会することに同意します。
- (2) 次のアからエまでに掲げる付与の条件に同意し、当該条件に反したときは、付与を受けたポイント又は当該ポイントに相当する額等の返還等を行います。

ア 西条市 LOVE S A I J O ポイント付与規則第 7 条各号又は西条市省エネ家電製品購入促進事業 LOVE S A I J O ポイント付与要綱第 1 2 条の規定のいずれかに該当するときは、付与の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

イ アにより取り消した場合は、付与したポイントについて、期限を定めてその返還をさせるものとする。この場合において、当該返還に係るポイントを既に消費している場合については、当該返還に係るポイントに相当する額（以下「ポイント相当額」という。）の返還をさせるものとする。

ウ イによりポイント相当額の返還を求められたときは、ポイントの付与の日からポイント相当額の納付の日までの日数に応じ、当該ポイント相当額の額につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

エ イによりポイント相当額の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した遅延損害金を納付しなければならない。
- (3) 申請書の内容を訂正する必要があった場合、市による訂正に同意します。

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

西条市長 殿

住 所

氏 名

西条市省エネ家電製品購入促進事業に係る取得財産の処分承認申請書

西条市省エネ家電製品購入促進事業LOVESAIJOポイント付与要綱第11条の規定により、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1 ポイント付与情報

- (1) ポイント付与者氏名 _____
- (2) ポイント付与日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- (3) LOVESAIJOポイントID _____
- (4) 付与ポイント数 _____ ポイント

2 省エネ家電情報

- (1) 設置場所 西条市 _____
- (2) 家電品目 _____

3 処分の方法（該当する項目に○印）

譲 渡	交 換	貸付け	担 保	廃 棄	その他
-----	-----	-----	-----	-----	-----

※ 「その他」の場合は、その内容について具体的に記入してください。

（

）

4 処分の時期 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5 処分の理由

（

）

様式第3号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

西条市長



西条市省エネ家電製品購入促進事業に係る取得財産の処分承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった取得財産の処分について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 処分する財産の内容
- 2 承認内容（承認（不承認）、返還ポイント数又は返還額、返還期日等）
- 3 その他